

令和2年第2回邑南町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年3月6日（金）午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第18号 指定管理者の指定について（久喜林間学舎）

議案第19号 邑南町課設置条例の一部改正について

議案第20号 邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第21号 邑南町手数料徴収条例の一部改正について

議案第22号 邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第23号 邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第24号 邑南町町営バス条例の一部改正について

議案第25号 邑南町バス料金条例の一部改正について

議案第26号 邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の一部改正について

議案第27号 邑南町印鑑条例の一部改正について

議案第28号 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正について

議案第29号 邑南町医師住宅管理条例の一部改正について

議案第30号 邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第31号 邑南町香木の森公園条例の一部改正について

議案第32号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について

議案第33号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について

- 議案第 34 号 邑南町特定優良賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 35 号 邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 36 号 邑南町 UI ターン者定住促進住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 37 号 邑南町グラウンド等施設条例の一部改正について
- 議案第 38 号 瑞穂ハンザケ自然館条例の一部改正について
- 議案第 39 号 邑南町地区別戦略資金貸付基金条例の廃止について
- 議案第 40 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 41 号 邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議案第 42 号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について
- 議案第 43 号 町道の路線の廃止について
- 議案第 44 号 町道の路線の認定について
- 議案第 45 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議案第 46 号 令和元年度邑南町一般会計補正予算第 7 号について
- 議案第 47 号 令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 48 号 令和元年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 49 号 令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 50 号 令和元年度邑南町水道事業会計補正予算第 4 号について
- 議案第 51 号 令和 2 年度邑南町一般会計予算について
- 議案第 52 号 令和 2 年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 53 号 令和 2 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について
- 議案第 54 号 令和 2 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 55 号 令和 2 年度邑南町下水道事業特別会計予算について
- 議案第 56 号 令和 2 年度邑南町電気通信事業特別会計予算について

議案第 57 号 令和 2 年度邑南町水道事業会計予算について

令和2年第2回 邑南町議会定例会（第3日目） 会議録

【令和2年3月6日（金）】

—— 午前9時30分 開議 ——

開議宣告

●山中議長（山中康樹） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長（山中康樹） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。7番大屋議員、8番中村議員、お願いをいたします。

日程第2 議案の質疑

●山中議長（山中康樹） 日程第2、議案の質疑。これより、議案第18号から議案第57号までの質疑を行います。はじめに、議案第18号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第18号の質疑を終わります。続きまして、議案第19号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第19号の質疑を終わります。続きまして、議案第20号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第20号の質疑を終わります。続きまして、議案第21号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第21号の質疑を終わります。続きま

して、議案第22号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第22号の質疑を終わります。続きまして、議案第23号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第23号の質疑を終わります。続きまして、議案第24号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第24号の質疑を終わります。続きまして、議案第25号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第25号の質疑を終わります。続きまして、議案第26号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第26号の質疑を終わります。続きまして、議案第27号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第27号の質疑を終わります。続きまして、議案第28号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第28号の質疑を終わります。続きまして、議案第29号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第29号の質疑を終わります。続きまして、議案第30号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第30号の質疑を終わります。続きまして、議案第31号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第31号の質疑を終わります。続きまして、議案第32号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第32号の質疑を終わります。続きまして、議案第33号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第33号の質疑を終わります。続きまして、議案第34号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第34号の質疑を終わります。続きまして、議案第35号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第35号の質疑を終わります。続きまして、議案第36号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第36号の質疑を終わります。続きまして、議案第37号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第37号の質疑を終わります。続きまして、議案第38号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第38号の質疑を終わります。続きまして、議案第39号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第39号の質疑を終わります。続きまして、議案第40号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第40号の質疑を終わります。続きまして、議案第41号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第41号の質疑を終わります。続きまして、議案第42号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第42号の質疑を終わります。続きまして、議案第43号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第43号の質疑を終わります。続きまして、議案第44号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第44号の質疑を終わります。続きまして、議案第45号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第45号の質疑を終わります。続きまして、議案第46号から議案第57号に対する質疑に入ります。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。はじめに、議案第46号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●宮田議員（宮田博） 5番。

●山中議長（山中康樹） 5番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） はい。19ページの総務管理費の一般管理費の19邑智郡総合事務組合負担金、296万9,000円について計上されておりますが、予算の時の説明がなかったように思いますので、まず説明の方をお願いします。

●山中議長（山中康樹） 暫時休憩といたします。

—— 午前9時39分 休憩 ——

—— 午前9時44分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 先ほどの総合事務組合への負担金の補正についての説明でございます。川本町から総合事務組合へ電気料の請求漏れが発覚いたしました。その対応に各町へ592万5,500円の負担を請求が決定いたしました。このうち邑南町は296万9,268円を負担するものでございます。以上でございます。

●山中議長（山中康樹） 5番。

●宮田議員（宮田博） はい。今の説明は、先般新聞報道で確認できたことでございますが、そうするとこれは負担金の支出ということで条例上問題はないものなんでしょうか。といたしますのが、すでに事務組合の方も決算が過去済んで来ておって、何ら問題なしということで決算承認もされてきた。その後において、こういう事象が発覚して出すということについては、たぶん事務組合規約の12条に費用の支弁方法というのがありますが、関係町の負担金によってこの経費に充当するという条例がありますが、こういう特殊な物が負担金としての取り扱いが良いのかどうか。もう一つは、本町においては事務組合からはこの経緯についての説明、我々は受けた覚えがございません。川本町から事務組合へはおやりになりましたし、非公式に川本町からのご説明はありましたが、それはいったん事務組合が受けて更に関係の町村への説明をされるべきだと思っております。要は、本当にこれが正当的であって支払うべきかどうかということには、もう少し説明が求められる物ではないだろうかという気がいたします。

○日高副町長（日高輝和） 議長。

●山中議長（山中康樹） 日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） 失礼いたします。先ほどの件でございますけれども、経緯につきましては川本町のほうから説明をしておりますし、それまでの所でも勿論私どもの方からは直接の説明はしておりませんが、組合議会の方で議論をされて決定をされた負担金ということで19節の負担金として支払うことにつきましては問題ないというふうに考えておりますし、これまでの色々組合それから組合議会の方で議論されてきたことにつきましても承知はしておりますけれども、金額的には適正なものだろうというふうに考えて計上させていただきます。

●山中議長（山中康樹） 宮田議員。

●宮田議員（宮田博） はい。今のご答弁の内容は、確かに新聞報道等では確認が取れます。申し上げたいのは、本町が負担金として出すべき物はおそらくこれは人口割合とか云々で一般的には出すのが正当な負担金であろうかと思えます。運営費としてですね。ただ、本件の場合には特殊事例であるので、それがこの条例にマッチしたものなのか、その辺が今ひとつ私どもには理解が不十分なところもありますし、町民の皆さんもそういった声も何件か耳にするとところでございます。要は、その辺が適正か否かという判断、これは中々つきかねるかもしれませんが、負担金としての本当に根拠に則って適正なこれが費用なのか。あるいは、これはどちらかという協力金のような感じでもあるような気もせんでもない。純粹に電気料としてキッチンキッチンとされていた物があつたんならだが、ただ事務ミス等々によって郡の事務組合の事務ミスによって発生したものであれば当然関係の町村も払わないといけないかもしれませんが、本件は川本町が請求すべきものを誤っていた。それに対してあん分で仕方がないだろうというような見解で本当に負担金として出していいものか、その辺に今ひとつ疑念を感じております。

●山中議長（山中康樹） 日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） その件でございますけれども、こちらとしましても事象が発生した段階から川本町さんの方の請求額について、当初は1,000万を超えるものが必要だということになっておりましてけれども、その金額の正当性につきましてどうなのだろうかということでこちらの方も町の顧問弁護士とも相談しておりました。その中で、やはり求償権ということで民法上どうしても電気料の請求漏れはあつたとしても、かかった電気料につきましては対価を支払うべきだということを弁護士の先生からも聞いております。ただ、その対価の計算方法について、何処までが正当だろうかというところで議論はあるけれども、その中のマックスとして請求された1,000万なにかしのマックスまでは請求されていないということで、金額の妥当性という所は592万の所で遡って請求が出来る、川本町さんが確認できる数字で請求された額ということで判断しておりますので、その金額を支出することは問題ないと思っておりますので、負担金で対応しているというところでございます。

●山中議長（山中康樹） 5番。

●宮田議員（宮田博） はい。今の答弁で弁護士にも諮っているということなら、ある程度根拠もあるのかなということもありますが、私が今ひとつ納得ができないのは、川本町は第三者委員会を起こされてそこで正当性をされておりますが、片や受ける方の邑智郡総合事務組合にしてみれば、まずは決算の中でもこれが不用額で何年か上がっておったんですが、それらについての全くの事務処理的なことについて監査委員からも何も無い。今言われた500何万が正当なのか、今回の290何万が正当なのかということをごすね、例えば事務組合がきちんとした第三者委員会なり或いは弁護士等々なりの説明を付して我々の町へ請求をされるということであればこれは当然納得も出来るかと思いますが、今の状況では今ひとつ本当は道義的には払わなければいけないかなということがありますが、こういうことを道義的で処理して良いかどうか私も判断がつかかねるところもありますが、今ひとつ踏み込んだ説明があってしかりじゃないだろうかなという気がいたしました。

○石橋町長（石橋良治） はい議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 確かに宮田議員さん言われるように、なかなか納得いかない部分というのは議員さんだけではなくて町民の皆さん皆思われていると思います。この問題については、副町長から答弁があったように、うちの弁護士にも当然相談をしてもし請求が求められた時に本当に払うべきものかどうかということを確認をしておいて、当然それは求償権として残ってるから払わざるを得ないんだろうと。で、事務組合の弁護士がおります。事務組合の弁護士も同等のことを言っておられます。だから、そこはやっぱり法律から言ってそうであろうという思いから我々はこういう形で負担金を予算計上しているわけですが、今回の問題は兎に角ご理解いただきたいのは邑南町とか美郷には全く過失がないわけではなく、それは川本も当然認められている。とすれば、その求償権の中で我々が最大限求められても許容とする金額が何処なのかがこれまでずいぶん議論されてきた状況であります。その中で、過去を遡った時に時効は除いて10年間なら10年間、そのうちの3年間は電気料金の台帳がなかったというところで、それはもう「川本さんお宅の全くの責任だから、それは是非引いてくださいよ」というかたちで、残りの部分についての所謂あん分と言いますか負担割合の計算に基づいて出されたのが今回の金額になっているというふうに思っています。新聞報道にもありますように、そうなりますとその数字は川本が5割ではなくて7割程度のやっぱり金額になっているんだろうというふうに思っています、この問題についての議論を管理者会でも良として、そしてそれを先般の事務組合の議会にも諮って全く異論はなかったということをごさいます。それを受けて今回負担金という形で我々はどうかということをお示ししておるものですから、そういった意味で順序は踏んでいるというふうに思っておりますので、どうかご理解いただきたいなとこういうふうに思います。

●山中議長（山中康樹） え～、その他。12番、亀山議員。

●**亀山議員（亀山和巳）** 今、宮田議員の方から質疑で明らかになってきたわけですが、当初川本町さんが第三者委員会を立ち上げて、1,000何万という金額を提示された時には私たちは文書というものは全然いただいておりません。その報告書と。事務組合からも文書としていただいて、こうこうこういう事情だと言うことは伺っておりません。川本町さんが非公式に来られた場合も一応文書はみしてもらいましたが、その計算式はみしてもらいましたが、全て引上げられたものです。正式な形として私たちはまだ受けておらんと思います。それともう一つは、弁護士に相談いいますが一般的に弁護士さんは相談するところであって決めるところじゃあない思うんですよ。決めるのは裁判所が決めるんであって、弁護士さんは相談して仮に双方折り合はん時には両方の弁護士さんがそれぞれの立場で戦わせて裁判で決めるんだと思いますので、全てこれまでもありましたが弁護士に相談した、弁護士がこう言ったいうだけでは完全に理解することはできんところがあります。それと、金額的には1,000万あまりから500万に事務組合への請求は減った、それから邑南町の金額もそれに応じて減ってきたということはあるんですが、根本的に請求権が残っておるということは川本町の第三者委員会さんが結論を出された不当利得という、そのことは根底から抜けどらんのではないか思うんですよ。不当利得というのは川本町以外の美郷町、邑南町が故意に不当な形で払わなかったということだろう思うんですよ。そのことが完全に消えた形でこの度これを事務組合の方へ邑南町が負担せにゃあいけんのかゆうところがまだ理解できんところがあるんですが。不当利得というところが、まだ残っとりませんか。

●**山中議長（山中康樹）** 石橋町長。

○**石橋町長（石橋良治）** この問題についてもやはり私どもは不当利得というのはちょっとおかしいだろうということはずっと主張し続けておりました。今回、それは取り下げるといってございませう。ただ、法律的には請求権というか求償権は残っておるといって法律的事項にあると思ひますんで、当然払わざるを得ないその金額だろうというふうにおもひます。

●**山中議長（山中康樹）** 12番。

●**亀山議員（亀山和巳）** それで、この度の負担金が川本町さんが当初言われた不当利得でないということは確認していただいとる思うんですが、これまでですね、ずっと毎年会計年度ごとに決算をし決算認定もしてずっと来たわけですよ。それが、過去に遡って請求が漏れとったから今令和元年で正規の負担金として支払うということが行政の会計上これはまともなものかどうかいうところが疑問に思うわけですよ。そうすると、ずっと遡って請求権があれば何でも請求できる。ミスがあってもそれが許されるということに繋がるんじゃないかと思ひます。決算認定とかまたは決算の重みゆうものがそこで薄れるんじゃないかと思ひますが、その点について見解をお伺いしときたいと思ひます。

○**日高副町長（日高輝和）** 議長、番外。

●**山中議長（山中康樹）** 日高副町長。

○**日高副町長（日高輝和）** 失礼します。決算、たしかに決算等が済んでおりますけども、例えば税等の場合でありまして過年度分の正当な法に基づいた請求権でありますとか、例

えばこちらが支払わなければならないものもありますし、逆に支払っていただかなければならないものも時効等に関わらないもの等でありましたら当然当該年度分で予算措置をして支払うということになっておりますので、その点は問題はないというふうに考えております。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい。はじめにもいいましたように、私たちには全然そういった文書的な資料というものがこれまで全然渡されておられません。そのものは採決するまでに川本町から事務組合へ出された資料、それは事務組合の議会で決められたことかもしれませんが、それから事務組合で決議されたことについての正式な文書として私たちはいただきたいと思うわけですが、その点については如何でしょうか。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） それは提出できるとゆうふうに今考えておりますので、間に合えばこの議会中に提出させてもらいたいとゆうふうに思います。

●山中議長（山中康樹） 議案第46号に対する質疑、ほかにはありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようでございますので、議案第46号の質疑を終わります。続きまして、議案第47号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第47号の質疑を終わります。続きまして、議案第48号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第48号の質疑を終わります。続きまして、議案第49号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第49号の質疑を終わります。続きまして、議案第50号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第50号の質疑を終わります。続きま

して、議案51第号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●山中議長（山中康樹） 12番、亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） 歳出の139ページ、消防費の防災費にあたると思いますが、一番下災害対応トイレトレーラー事業費について伺いますが。この度、昨日ですか、カタログ等の資料は見していただきました。これは大変高額なもので、2,300万あまりするものです。これを、導入を決められた、万が一災害があったときとかの準備ということもありますが、この機種を選定して災害時のトイレを確保するためには、この機種この金額でなければならなかったのか、その検討はされておるかということと、その下にあります管理費29万5,000円これが1年間のランニングコストとして計上されたものと理解してよろしいでしょうか。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） まず1点目の機種の選定でございますが、この機種は、全国ネットワークを作って、もし災害が起きたときに災害の起きた自治体に対して、ネットワークに参加する自治体が、その機種を持ち寄って、協力し合おうというものでございますので、それに見合うような仕様を備えたものでなければならないというようなところから、機種は考えております。また、管理費につきましては、年間分の管理費についてをここに計上しております。

●山中議長（山中康樹） 12番。

●亀山議員（亀山和巳） 高額な備品を購入する場合は、入札するとかいろいろ他の機種も調べながらやらないやあいけんいうことは、決まってると思いますが。今の答弁でいいますと、このトイレトレーラーを導入することによってそのネットワークが使えるということで、これは特殊な事例としての扱いで別に他社のこういった同じような見積もりを取ってみるとか、相談をかけてみるとかいうようなことがなしに、単独この会社、えーっとどういう会社でしたかいなあ、JPホームサプライ株式会社からのでないと、この機種が入らない。それで、このトレーラーそのものは、ここには書いてありませんが、下にあるロータスRV株式会社さんが外国から輸入されて、その商社へおろして、それから邑南町が買うものだと思いますが、これを2,000万を超える備品購入について、それが確かに金額として正しいか、いろいろ比較検討する対象にはならんのか、さっき言いました特殊な事情でこれを導入せにやあいけんいうことなのかいうところを教えてください。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） 特殊事情というのは確かにございますので、それを加味する必要はあるとは思ってはおりますが、購入にあたりましては邑南町の規則に定められたと

こによって、仕様を定めて購入をするという手続をとるということで考えております。

●山中議長（山中康樹） 12番。

●亀山議員（亀山和巳） この災害に対して、こういうトイレトレーラーというようなものは確かに全国的にも注目があって、あっちこっちで要望もあるように聞いております。しかし、これだけの高額なものを、4つの部屋がついたものでなければならぬのか。ひとつずつというのが、数がよけいあってもいいんじゃないか。特に邑南町の広いところでは、あっちもいりゃあ、こっちもいるという場合もあります。例えば、簡単な軽のトレーラーですと100万円です。それに、まるまる工務店さんに内装をしてもらおうと、もっと安いものが数多くできるんじゃないか、そういったところもこのなかにあります。色んな検討結果、簡易トイレがあれば、その次の段階もあろうと思います。邑南町に何が適切なのかということをもう一度これは元に戻って検討してもらおう必要がありやあせんかと思いますが、最後にはこれは当たり前の入札手続きをとってということなんで、これを契約をされても議会へその承認を諮られるおもいますが。そこで、今の状態ですと承認するには難しいような状況だと思いますんで、再度検討してもらおうことはできますでしょうか。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） トイレトレーラーの必要性ですけども、亀山議員さんもこの必要性については認めつつも、高額であるとかもっと簡易なものできないかとか、いろいろ工夫する余地があるんじゃないかという議論だろうというふうにはまあ思っていますが。いずれにしても、災害時に一番難儀されるのはトイレの問題です。例えば、大きな避難所にみなさんが集まったときにトイレをどうするか、当然その避難所だけのトイレでは足りない。それから、臭いの問題等々一番やっぱりみなさんが大変な状況はある。これはもう、全国的にも、大きな問題になっていると思います。それをじゃあ、一自治体でその問題を解決するかといったら、それはとてもできるもんじゃあないと思います。それを、やはりこの仕組みのなかで、100自治体あれば100台のトレーラーが例えば駆けつけてくるとなれば、そのことはかなり解消されるというふうにも期待もしてますし、何よりも機動性があるということもあると思います。これを、じゃあどれだけの活用をされるのかっていうことについては、災害がなければこれはまあ活用できないという部分もあるかもしれませんが、今回の問題についても、こういうことを購入して、いろんな催し、イベント等にも活用しながら、やっぱりこういう問題は大切だね、あるいは災害っていうのは、本当にそんなときにどういうふうにやればいいのかっていう、大きな啓発のきっかけになるんじゃないかなあというふうにも思ってますし、総合的にいろいろ考えた場合には、私はこれは非常に有効なもんだらうというふうに思っているわけです。そういう意味で、ぜひこれは認めていただきたいなあというふうに思っております、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●山中議長（山中康樹） 12番。

●亀山議員（亀山和巳） これは、今、町長から、その考え方を伺いましたが。ランニングコストについても検討はしてあるということですが。これは、トイレトレーラーということになると特殊車両ですよ。車になります。そうすると車に対する経費もかかるんですが、これを検討されたなかに意見としてあるのはタイヤがついとるがために、段が高いけえ階段

が必要だと。要は箱だけにして、それを積み込んで移動するんなら固定資産税はかからん、車の維持費もかからん、そういった方法も考えられるということも聞いとります。ですから、再度やはり、もういっぺんトイレについては、昨日宮田議員さんが提案されました仮になあ、何百円ですむコストのものからいろいろこれまでいろいろ幅があろう思うんです。確かにトイレが必要だということはわかりますよ。だから、すぐこの2, 300万円さばらにゃあいけんいうところがわかりません。耐用年数はどのくらいですか。耐用年数がきたから、もう更新せにゃあいけん。車検が受けれんようなことはないと思いますが。それまで全然災害で出勤することがなかったが、更新するいうようなことがありうると考えるんですが。どのくらいもつものですか。

●山中議長（山中康樹） これ、もう最後ですがいいですか。

●亀山議員（亀山和巳） はい、最後です。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） この車両がどの程度、もつものかというご質問でございますが。あのお、法定の耐用年数としては5年だと思えますけれども。この車両は、実質は屋外で使うように作られておりますので、屋外においてあっても十分もつような仕様になっていて、すでに購入された他の自治体では通常はトイレ設備のない公園などに置いて使われているというふうに伺っておりますので、作りというのは非常に丈夫なもんだらうというふうに思っております。

●山中議長（山中康樹） ほかに。議案51号に対する質疑はありませんか。

●山中議長（山中康樹） 14番。

●三上議員（三上徹） 今まあ、亀山議員がいろいろ質問した1点とも2点ほど質問をいたします。昨日の連合審査でも、いろいろ質問がございました。さきほどのページ139ページの災害トイレトレーラー事業費2, 379万7, 000円について伺います。質問のやり取り後に、トイレの仕様パンフレットを配布していただきました。読ませていただきましたが、あまり理解できませんでした。災害に対する助け合いの精神というのは、パンフレットを見てよくわかりました。都会での連携ならなるほど、非常にいいなというような理解でございましたが、邑南町としての災害で本当にこれが使用できるのか。他所からだ一んといっぱい集まって来ていただくということが本当に必要なのか。今、避難所には便所は4つとか5つとかついて、たぶんおると思います。それで対応できないのか。そこへ、その倍になる3個とかいう、3個じゃあないです、他所から来るということなんですが。そういうのがこの田舎としてですねえ、確かにネットワークをして都会でそういう連携をとるのは非常におもしろい発想だとは思いますが。ただ、今邑南町として、今導入という緊急性は本当にどうなのかと思います。そういう意味からして、この導入決定にいたるまでにどういう検討内容をされて、検討回数がどのくらい誰らとどういうことをしたのかを、まず伺います。それと、もう一つは、財源のその内訳。あるいは、これに対しては牽引の運転手確保がいます。そういうのを、町としてどういう運転手の確保をしながら、何人確保しながら、また、その人達がおらんようになったときには、それ、ずーっとやっていくというところまで、いろんな検

討をされたと思います。また、これには箱だけがあるので改造車、例えば後ろを引っ張る重さによって、前を引っ張る車が違うそうですが、そういうふうな改造をする車はどのように考えて、何台くらい、まあ、1台でいいんでしょうが、うちとすればね。これら事業費に入っているのかどうか。そういうことが、まず1点伺います。もう1点は、ページ123ページの香木の森公園の遊具の整備であります。昨日の、連合審査のなかで伺ったところでは、町民から要望があって、日本一の子育て村として、健全な子供を育てるというために、そこへ設置するとございました。町民から私達も各地区でいっぱいそういう要望は受けております。もともとあったのを、危ないからいうて撤去しました。今度、そういう要望があったから、危なくないのをたぶん作るんでしょうけども、それがなぜいきなり香木の森公園なのか。各地区に小さいものでも、子ども達がこの1,900万あったら、小さいものでも各地区に少しずつでも分けて作れるんじゃないか、いうふうに思って質問をしております。よろしくお願ひします。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） まず1点目の緊急性についてでございますが。緊急性については、災害までに準備をしたいということですので、できるだけ早いところで準備をしたいという思いがひとつ。それから、今回はこれを購入するために非常に有利な財源が使えるということがございますので、そういったものが使えるタイミングで整備をしておきたいという思いがあって、今回の予算計上とさせていただいたというところでございます。それから、どの程度の検討をしたのかということにつきましては、課内で検討し財政査定で検討し町長査定を受けてという検討の経過でございます。それから、運転をする者をどのように確保するかということでございますが、牽引免許が必要ですので、まず、牽引免許をもっている者を確保する必要がありますが、今回の計上しております管理費の中には免許を取得するための費用も含んでおります。それから、改造費につきましては、このトレーラーをひっぱるための前の車両部分ですが、これは普通免許で運転ができる自動車で牽引ができるということですので、その普通乗用車とこのトレーラーとを結合するヒッチの部分の改造などは必要になりますので、それも管理費のなかで見込んでおります。

○日高商工観光課長（日高始） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 日高商工観光課長。

○日高商工観光課長（日高始） 香木の森公園の遊具の関係のご質問でございますが、三上議員おっしゃっていただきましたように、以前から遊び場、遊具がほしいということはずっと意見としてはでておりました。まあ、なかなか予算的なこともあり整備というところにはいたりませんでした。今回特に邑南町子ども子育て支援ニーズ調査の結果にそのことが大きく要望としてあがってきておりました。特に、自由記載意見の中で一番多い意見というのが、やはりこの遊び場を確保してほしいということがあがっておりました。そういったことを踏まえて、これは遊具の整備を進めるべきだという判断も致しました。その遊び場ということのなかには、やはり公園の整備ということもあがっておりました。安心して子ども達が遊べる公園というのが、邑南町内には少ないということ。周辺には確かに大型の遊具を備えたものもあって、そちらのほうに行かざるを得ないというような声も確かにございました。そういったところから、町内、香木の森には現在のところもフィールドアスレチックの

ような形での木を中心とした遊び場といいますか遊具も整備がしてございます。それから、香木の森周辺というのは年間10万人以上の方が訪れるスポットでもございます。そういった形で、公園でありそこで遊び場、遊具を作ったときに利用が集まりやすく、いろいろな方が利用できる場所ということを考えた結果、これは香木の森に設置するのが一番いいだろうという判断で、計画にいたったものでございます。以上でございます。

●三上議員（三上徹） 議長

●山中議長（山中康樹） 14番。

●三上議員（三上徹） まあ、どういういきさつでどうなったのかということ、何回ぐらい検討してどうしたのかと聞きましたところ、課内と財政あるいは町長査定を受けたというくらいのことではございました。ことではございました、いうたら失礼でしょうけど。やはり、これだけの大きなことをし、あたらしいものをやろうとするときに、これだけ今財政難のなかで、特に今から大きなもの3つもかかえとるなかで、更に新規なものをポーンとこれくらいの検討でいいのか。いいますのは、今まで災害時にですねえ、皆さんも多分ご存知でしょうが、災害避難箇所の責任者というかその方から、発電機とかあるいはパーテーションとかあるいは無線機とか、いろいろ要望が出とるはずですよ。それみな予算がないいうて蹴られとるんです、今まで。そういう、うちの邑南町としての今実態のなかで、一番必要なのは何かということ考えたときに、検討がこのくらいのことではポンポンとそこへ進んでしまうと。いいんでしょうか。いうのがそういうことではございました。そこを考えたときに、こういうのを読ましていただきましたが、助け合おうという気持ちはすごくわかる。わかるんだけど、そういう今うちが本当のうちの邑南町の災害時に本当に必要なものが、まだ今整備できてないものがいっぱいある。そういうところを考えたときに、どう思われますか。もう一つ、香木の森公園のことですが、さきほどいわれましたように、あそこが一番公園としてみやすいからどうかという話ではございますが、観光でやるなら観光でやってください。よその人が来るように。たとえば、三次の運動公園の隣にある、あそこ非常にはやっております。それは、このくらいの予算じゃありません。すごく大型の予算で、観光でやるんなら。そうでないなら、もうちょっと分散するとか、いろんな考えがあるでしょう。これも、誰がどのくらい検討したんですか。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） 新規で出す以前に、従来からみなさんから要望をいただいているものもあるのではないかとご質問だと思いますけども、今回あげております災害用のトレーラートイレは、全国ネットワークを作ろうという自治体間で協力しようというものでございまして、従来からの要望があるものについては、それはそれでですね、今年も発電機を購入する予算計上いたしました。これまでもパーテーションの購入であるとか、無線機も購入してまいりました。今年も無線機は購入する予算を通常分として準備しておりますので、みなさん方の要望にこたえていく部分につきましては、財源が一般財源となりますので、まとめて購入というわけにはまいりませんが、ことらのほうはこちらのほうで計画的に進めていきたいというふうに考えております。

○日高商工観光課長（日高始） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 日高商工観光課長。

○日高商工観光課長（日高始） この遊具のことに关しましては、先ほど議員さんもおっしゃっていただきましたが、観光ということで整備をするということではございません。申し上げましたように今、遊具、遊び場がほしいという意見のなかで、香木の森公園を管理しておりますのは、商工観光課でございますので、商工観光課の方で計画をして、提案をさせていただくものですが、遊具ということに関しては、基本的には福祉課のほうが主導で、いろいろな形での子どもの遊び場については検討しておるところです。例えば、元気館のプレイルームのことでありますとか、保育所の一部解放というようなことを含めて福祉課ともいろいろな協議をしていくなかで、やはりこの遊具での遊び場の確保が必要だということになりました。当然、町長、副町長とも協議をしていくなかで、まあ場所の決定、それから規模の決定もしまして、今回の提案ということになりました。おっしゃいますように、いろいろな場所に作るというのも方法としてはあるかとは思いますが、希望のなかにも確かに歩いていけるところに公園がほしいというのものがあがってきているということもあるようではございます。ただ、まあ、やはり管理と申しますか、そういった面から申しますとなかなかあのお、いろいろなところに一度に整備をするというのは、私は難しいというふうに思っております。まず香木の森の公園の一部に整備をさせていただいて、当然木を使ったものを、木を使った遊具というような形のを今考えておりますが、実際にその遊具を造るにあたっては、議決をいただいたあとに実際に使っていただくみなさんの意見をよく聞いて、それで最終的な形のものを作りあげていこうというふうには思っております。まあ、そういった形で、まず香木の森で整備をさせていただいて、その状況によってはそれを例えば公園で申しますと瑞穂地域にはふれあい公園というのがあります、そういったところに次の整備を行うかどうかというところは、1回この香木の森での状況も見ながら判断をしていくべきことではないかなあというふうに考えております。

●山中議長（山中康樹） 14番。

●三上議員（三上徹） あのお、トレーラーの分は、全国ネットでやるからそこへ入れたとあるんですが、さっき言ったように、うちの邑南町が全国ネットに乗り遅れまいとする気持ちはわかる。ただ、それが本当に果たして必要なのかどうかいうのよ。その目新しいのにいこうとする気持ちはわかるし、さっきの災害に対する助けあいの精神。だけえ、うちが持つとりゃあたぶん私の感じでは、うちはずーっと助けおうとする方向に回ると申します。たぶんね。あのお、向こうから受ける分じゃなしに。だけえ、そういうことの状況のなかで、町民は本当にそれで納得する思うとるんかどうかいいうこと。それと同時に、今さっき例えばこういうのを発電機やりましたという、全部にまだいってないんだから。ただ、今年1台やりましたというくらいの予算をつけといてねえ、そこへとぶのはなんかおかしいんじゃないかなあいうのがまあひとつでございます。まあ、この分は、私も町民から電話もかかってきました。で、そういう状況のなかで、本当にこういう予算でいいのかといわれましたんで私も今日は質問をしております。そういう質問の中で、いやあ思う、議員さんが思う人はまたそっちの方に思うてでしようが、そういうふうな状況ですので、やはりもうちょっとねえ、時期がどうなのかとか、やっぱり考えてもらわにやあいけんのじゃないかと思ひます。まあ、それとここのさっき遊具の問題も、全然どういいうものをやろうとうものも全然示されてない。滑り台なのか、ブランコは危ないけえやめるのか。そういうものがなしで、ようここへ予算

がでる。ねえ。どっから予算が出たん。木にしたいとかどうとかいうのはわかるよ。今まで木で腐っとるけえ、危ないけえいうて止めたんよ。かねのもあったが、かねのはお天とうさんがあたるけえ、ヤケドをするけえいうて止めたんよ、滑り台も、いままで。じゃあ、今度どういう滑り台作るん。ブランコも危ないけえいうて止めたんよ。それなのに、1, 900何万もここへ平気で出てきとる。その辺どうなの。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） トイレトレーラーの件ですけども、助け合いの気持ちはわかるとうちおっしゃった、そこは私ども一致していると思うんです。じゃあ、助け合い、もし災害があったときにじゃあどういいう助け合いができるんか。うちは、もう今職員は、おたくには残念ながらぎりぎりだから出せない。だけど、トレーラーがあるからそれは出せますよっていう場合もあるだろうし。逆にそういったことを、今協定でやっている三次や安芸高田、北広島あたりと、こう具体的にやっぱりものがでていくってことになれば、向こうもそれなりのひとつの助け合いとか、その協定の趣旨が本当にはっきりわかってくるんだろうと思います。今度は逆にうちが助られる場合には、向こうもまさに真剣に今度は考えてくるんだろうと思う。単に協定しましたから、お互いにやりましょうといったところで、やはりその災害の状況によっては、本当に助け合いができない場合がある。そこを機動的にできるのが、これがひとつの大きな利点だろうと思うし、それから、総務課長が答弁しましたように、なるほど一般財源を使ってですねえ、どんどん間に合うようにやるっていったって、それは限りがあるわけです。それは年をおってやっているわけでありまして。この財源は、今まさにある緊防債、これを使ってしかもクラウドファンディングもやれると。あるいは、ふるさと納税も使えると。こういう財源があるときにこそ、やっぱり確保しておくべきではないかなあ、こういう思いから計上させてもらっているわけでありまして。

●山中議長（山中康樹） 日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） すみません。先ほどの町長のところ、少し補足をさせていただきたいと思います。このトイレトレーラーでございますけれども、緊急防災・減災事業債、交付税の算入が7割でございます。約690万、700万弱が一般財源の対応になろうというふうに思っておりますけれども、先ほど町長申しましたように、このクラウドファンディングを使いますとどれだけ集められるかというのは未知数でございますけれども、このネットワークのなかでそのクラウドファンディングをやっただけということがございます。で、このクラウドファンディングをしますと、ネットワークのほうのところ600万くらいは確保できるだろうという見通しもいただいておりますので、それは実際にやってみないとわからない部分はございますけれども、そういうなかでいいますと、いわゆる一般財源の、で補填しなければならない金額というのは非常に少ないだろうというふうに思っておりますし、このまだ全国的にえーどんどん出されている状況のところ、この早い段階で、このクラウドファンディングすることによって資金が調達できるという可能性を、私どもは考えておりますので、いわゆる一般財源のところ、住民の皆さんにそれほど大きな負担をかけずに、やはり大きな、先ほど町長申しましたような助け合いの事業ができるということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●山中議長（山中康樹） 日高商工観光課長。

○日高商工観光課長（日高始） 遊具につきましては、商工観光課内でも協議をしまして、見積もり、それからこういった形のものということで、見積もりあるいは、計画のものをもってあります。それは、基本的には先ほどいいましたように、やはり香木の森公園に今ある遊具、それから香木の森公園のイメージを損なわないようなものということで、木を使ったものをイメージして、案はもっております。まあ、そういったことで言いますと、普通によくある滑り台とかブランコというイメージではなくて、木をこう使いながらの遊具ということで、案はもっておりますが。実際には、議決をいただいたあとに、こういった形そこにまた修正を加えたりしながら、意見を聞いたうえで、最終的には造りたいということを思っておりますので、案としては持っておりますが、まだそれをお示しする段階ではないだろうという判断でお示しはしておりませんでした。以上でございます。

●山中議長（山中康樹） 他に質疑はないでしょうか。ありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第51号の質疑を終わります。続きまして、議案第52号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第52号の質疑を終わります。続きまして、議案第53号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第53号の質疑を終わります。続きまして、議案第54号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第54号の質疑を終わります。続きまして、議案第55号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第55号の質疑を終わります。続きまして、議案第56号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第56号の質疑を終わります。続きま

して、議案第57号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第57号の質疑を終わります。以上で、議案第18号から議案第57号までの質疑は、すべて終了いたしました。



散会宣告

●**山中議長(山中康樹)** 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日は、これにて散会といたします。

—— 午前10時40分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員